

山梨県浄化槽指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）及び山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年山梨県条例第16号。以下「条例」という。）並びにこれらに関連する法令に規定するもののほか、浄化槽の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、浄化槽の適正な設置及び管理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 次に掲げる設備又は施設をいう。
 - ア 法第3条の2第2項の規定により浄化槽とみなされるし尿のみを処理する設備又は施設（基準法第31条第2項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）
 - イ 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされるし尿のみを処理する設備又は施設
- (3) 法定検査 法第7条に規定する浄化槽の設置後等の水質検査（以下「7条検査」という。）及び法第11条に規定する定期検査（以下「11条検査」という。）をいう。

(性能)

第3条 新たに設置する浄化槽は、原則として次の各号に掲げる性能を有するものとする。

- (1) 放流水の生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）濃度が1リットル当たり20ミリグラム以下となる性能
 - (2) BODの除去率が90パーセント以上となる性能
- 2 前項の規定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画の予定処理区域内に50人槽以下の前条第2号アに規定する設備又は施設を設置する場合には、適用しない。

(構造基準)

第4条 新たに設置する浄化槽は、次に掲げる構造基準に適合するものとする。

- (1) 飲食店等の厨房施設から排出される油分の多い排水を処理する浄化槽にあっては、厨房施設の排水口に油水分離槽を設けること。
- (2) 浄化槽の槽内には、槽が水平に設置されていることが確認できるよう2カ所以上に水準目安表示線を設けること。
- (3) 現場打ちの浄化槽にあっては、設置後に容易に確認できる位置に、浄化槽設計者の氏名、浄化槽工事業者の氏名、設置年月日、容量、性能及び人員を明示した耐食性の標示板を設置すること。

(設置基準)

第5条 新たに設置する浄化槽は、次に掲げる設置基準に適合するものとする。

- (1) 保守点検及び清掃が容易に行うことができる場所に設置すること。
 - (2) 雨水等による冠水のおそれのない場所に設置すること。
 - (3) 飲料用井戸から5メートル以上離れた場所に設置すること。
 - (4) 浄化槽の放流水の放流先は、環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適當である水路等とすること。
 - (5) 放流先の選定に当たっては、放流先の水路等を管理する市町村の指導を受けること。
- 2 付近に適當な放流先がなく、浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、次に掲げる基準に適合する処理装置を設置するものとする。
- (1) トレンチ等により放流水を均等に散水できる構造であること。
 - (2) 浸透速度が速い場所に設置する場合にあっては、重力浸透を防止するシート等を設けること。
 - (3) 日照、通風が良好で、雨水等の冠水のおそれがない場所に設置すること。
 - (4) 隣地境界線からおおむね1メートル以上離れた場所に設置すること。
 - (5) 地下水位が地表面から1.5メートル以上深く、かつ、井戸その他の水源から水平距離で30メートル以上離れた場所に設置すること。

(法の規定に基づく設置手続)

第6条 法第5条第1項の規定により浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）第3条第1項の浄化槽設置届出書に別表第1に掲げる書面を添付したものを4部提出するものとする。

2 法第5条第1項の規定により浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする者は、共同省令第4条第1項の浄化槽変更届出書に別表第1に掲げる書面を添付したものを4部提出するものとする。

(基準法の規定に基づく設置手続)

第7条 基準法第6条第1項（基準法第87条第1項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第1項の規定による確認の申請又は基準法第18条第2項（基準法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行い浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届（第1号様式）に別表第1に掲げる書面を添付したものを4部提出するものとする。

2 建築工事の完了前に浄化槽の構造又は規模の変更をしようとする者は、浄化槽変更届（第2号様式）に別表第1に掲げる書面を添付したものを4部提出するものとする。

(法定検査の申込)

第8条 浄化槽を設置し、又は浄化槽の構造若しくは規模の変更をしようとする者は、前2条の規定により浄化槽の設置手続きを行う際に、7条検査及び第11条検査の申込書（第3号様式）を2部提出するものとする。

(使用開始後の報告)

第9条 法第10条の2第1項に規定する浄化槽の使用開始の報告書は、浄化槽使用開始報告書（第4号様式）によるものとする。

2 法第10条の2第2項に規定する浄化槽の技術管理者の変更の報告書は、技術管理者変更報告書（第5号様式）によるものとする。

3 法第10条の2第3項に規定する浄化槽管理者の変更の報告書は、浄化槽管理者変更報告書（第6号様式）によるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、電子申請システムを利用して報告を行う場合においては、別に知事が指定する方法によりこれを行うことができるものとする。

また、その場合の利用者の本人確認方法については、識別符号及び暗証番号を入力する方法とする。

(浄化槽管理者の責務)

第10条 浄化槽管理者は、既に設置してある浄化槽が第3条第1項に規定する浄化槽でない場合は、同項に規定する浄化槽に転換するよう努めるものとする。

2 浄化槽管理者は、既に設置してある浄化槽が飲食店等の厨房施設から排出される油分の多い排水を処理する場合は、厨房施設の排水口に油水分離槽を設けるよう努めるものとする。

3 浄化槽管理者は、自ら浄化槽の保守点検を行わない場合は、知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に保守点検を委託して行うものとする。

4 浄化槽管理者は、自ら浄化槽の清掃を行わない場合は、当該浄化槽の設置場所の市町村の長の許可を受けた浄化槽清掃業者に清掃を委託して行うものとする。

5 浄化槽管理者は、自ら浄化槽の法定検査の受検手続を行わない場合は、7条検査にあっては浄化槽工事業者、11条検査にあっては浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者等の専門知識を有する者に委託して行うものとする。

6 浄化槽管理者は、共同で浄化槽を使用する場合は、浄化槽の維持管理の責任者を明確にするものとする。

(浄化槽製造業者の責務)

第11条 浄化槽製造業者は、浄化槽の普及促進に努めるものとする。

2 浄化槽製造業者は、浄化槽の適正な設置及び維持管理を確保するため、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者等に必要な技術研修等を行うものとする。

3 浄化槽製造業者は、浄化槽の使用及び維持管理の方法について浄化槽管理者に周知するものとする。

(浄化槽工事業者の責務)

第12条 浄化槽工事業者は、共同省令第1条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に従って浄化槽工事を行うものとする。

2 浄化槽工事業者は、浄化槽の設置工事を行う場合は、設置しようとする浄化槽の設置手続が完了していることを確認するものとする。設置手續が完了していない場合は、設置手續を行うよう浄化槽管理者に助言するものとし、設置手續が完了するまでは当該淨

化槽の工事を行ってはならないものとする。

- 3 净化槽工事業者は、净化槽の設置工事を行う場合は、净化槽の設置手続の際に提出した書類に基づいて行うものとする。
- 4 净化槽工事業者は、净化槽の設置工事の完了後、速やかに当該净化槽の使用方法及び維持管理の必要性について净化槽管理者に説明するものとする。
- 5 净化槽工事業者は、净化槽管理者が法第10条の2第1項に規定する净化槽の使用開始の報告又は7条検査の受検手続を行っていない場合は、当該手続きを行うよう净化槽管理者に助言するものとする。

(净化槽保守点検業者の責務)

- 第13条 净化槽保守点検業者は、環境省関係净化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）第2条に規定する保守点検の技術上の基準に従って净化槽の保守点検を行うものとする。
- 2 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検を行う場合は、净化槽管理者又はその代理人の立ち会いを求め、保守点検終了後に確認を受けるものとする。
 - 3 净化槽保守点検業者は、単独処理净化槽の保守点検を受託する場合は、山梨県净化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年規則第58号）第9条第9号に規定する器具として、塩素イオン濃度測定器を備えるものとする。
 - 4 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検の結果、净化槽の故障若しくは異常等を認めた場合又は清掃を要すると判断した場合は、速やかにその旨を净化槽管理者に報告するものとする。
 - 5 净化槽保守点検業者は、净化槽管理者が11条検査の受検手続を行っていない場合は、当該手続きを行うよう净化槽管理者に助言するものとする。

(净化槽清掃業者の責務)

- 第14条 净化槽清掃業者は、環境省令第3条に規定する清掃の技術上の基準に従って净化槽の清掃を行うものとする。
- 2 净化槽清掃業者は、净化槽の清掃を行う場合は、净化槽管理者又はその代理人の立ち会いを求め、清掃終了後に確認を受けるものとする。
 - 3 净化槽清掃業者は、净化槽の清掃の結果、净化槽の故障又は異常等を認めた場合は、速やかにその旨を净化槽管理者に報告するものとする。
 - 4 净化槽清掃業者は、净化槽管理者が11条検査の受検手続を行っていない場合は、当該手続きを行うよう净化槽管理者に助言するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の山梨県净化槽指導要綱の規定により届出がされている净化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

添付書類
1　浄化槽の構造図、仕様書及び処理工程図 2　浄化槽の設計計算書 3　建築物の平面図（配置図、配管図を含む。） 4　付近の見取図 5　浄化槽の放流水を地下浸透させる場合は、地下浸透の処理装置の構造図 ただし、工場生産浄化槽認定シート（有効期限内のものに限る。）の写し又は基準法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等に係る認証書の写しを添付する場合には、上記1及び2を省略することができる。

第1号様式（第7条関係）

淨化槽設置届

年 月 日

殿

設置者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番

浄化槽を設置したいので、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 種類	①建設大臣型式認定浄化槽（名称 認定番号 ）		
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
5 処理対象人員及び算定根拠	人		
6 処理能力	イ 日平均汚水量	m ³ /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/1	
7 放流先及び放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④地下浸透 ⑤その他（ ）		
8 工事を行う予定の浄化槽事業者の氏名又は名称及び登録番号	登録番号		
9 着工予定年月日	年 月 日	10 使用開始予定年月日	年 月 日
11 付近の見取図			
12 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

※1 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2 1欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。

3 1欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

この届出書に記載された個人情報は、浄化槽法による検査を行うために、山梨県知事の指定検査機関（一般社団法人山梨県浄化槽協会）においても利用させていただきます。

第2号様式（第7条関係）

淨化槽変更届

年　月　日

殿

設置者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 確認年月日	年　月　日 第　　号		
3 変更の内容及び理由			
4 種類	①建設大臣型式認定浄化槽（名称 認定番号 ） ②その他		
5 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
6 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	m ²		
7 処理対象人員及び算定根拠	人		
8 処理能力	イ 日平均汚水量	m ³ ／日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流先の生物化学的酸素要求量	mg／l	
9 放流先及び放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④地下浸透 ⑤その他（ ）		
10 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	登録番号		
11 着工予定期月日	年　月　日	12 使用開始予定期月日	年　月　日
13 付近の見取図			
14 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

--

※1 4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。

3 14欄は、処理対象人員と使用予定期員が当面異なる場合にその使用予定期員を記入すること。

この届出書に記載された個人情報は、浄化槽法による検査を行うために、山梨県知事の指定検査機関（一般社団法人山梨県浄化槽協会）においても利用させていただきます。

第3号様式（第8条関係）

法定検査受検申込書

浄化槽法第7条及び第11条に規定する「水質に関する検査(法定検査^{*1})」を申し込みます。

施設名（個人宅の場合は世帯主等のお名前）：	
所在地（裏面に案内図も記載してください）：	
浄化槽の人槽 :	人槽
浄化槽使用開始（予定）：	年 月 日
浄化槽設置補助金（市町村補助）の有無 :	有 · 無

（指定検査機関^{*2}）

一般社団法人 山梨県浄化槽協会長 殿

年 月 日

申込者 住 所

氏 名

印

TEL

（日中に連絡が取れる番号を記載してください。）

（浄化槽設置等に係る業者※）

名 称（又は氏名）

住 所

連絡先

※ 申込者に連絡がとれない場合など、第7条検査の実施に際して、浄化槽協会から問合せを行う場合がありますので、必ず記載してください。

* 1 浄化槽をお使いの方は、浄化槽の使用を開始した3～8か月の間に1回目の法定検査（浄化槽法第7条）を、その後は毎年1回の法定検査（浄化槽法第11条）を、指定検査機関に依頼して受けることが、浄化槽法で義務付けられています。

* 2 一般社団法人山梨県浄化槽協会（住所：甲府市西下条町965）は、浄化槽法に基づき、山梨県から唯一指定された指定検査機関です。

* 法定検査手数料は、県の承認を受けて決められています。（裏面参照）

* 法定検査の結果は、浄化槽法に基づき、指定検査機関から関係行政機関に報告されます。

〔法定検査についてご不明な点は、山梨県浄化槽協会（電話055-228-1132）又は山梨県森林環境部大気水質保全課（電話055-223-1511）にお問い合わせください。〕

確認欄	市町村 (受理確認)	<input type="checkbox"/> 記載事項チェック	林務環境事務所 (経由確認)	浄化槽協会	受付日
		<input type="checkbox"/> 補助金チェック			

【案内図】

(指定検査機関が法定検査に伺うため、目印になる施設等も含めて記載ください。)

検査手数料（非課税）

処理対象人員	第7条検査手数料	第11条検査手数料
10人槽以下	8,000円	4,000円
11～ 50人槽	10,000円	6,000円
51～ 100人槽	12,000円	8,000円
101～ 300人槽	14,000円	10,000円
301～ 500人槽	17,000円	13,000円
501～ 1,000人槽	20,000円	16,000円
1,001人槽以上	24,000円	20,000円

(平成28年4月1日時点)

第4号様式（第9条関係）

淨化槽使用開始報告書

年 月 日

山梨県知事

殿

浄化槽管理者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により次のとおり報告します。

淨化槽の種類	単独処理浄化槽	浄化槽
淨化槽の規模		人槽
設置場所		
設置年月日		年 月 日
使用開始年月日		年 月 日
技術管理者的氏名及び住所 (501人槽以上の場合)		
浄化槽保守点検業者の氏名 及び住所		
浄化槽清掃業者の氏名及び 住所		

第5号様式（第9条関係）

技術管理者変更報告書

年　月　日

山梨県知事

殿

浄化槽管理者住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

技術管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により次のとおり報告します。

淨化槽の種類	単独処理浄化槽　　浄化槽	
淨化槽の規模	人槽	
設置場所		
変更後の 技術管理者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年　月　日
変更前の技術管理者の氏名		
変更年月日	年　月　日	

第6号様式（第9条関係）

淨化槽管理者変更報告書

年　月　日

山梨県知事

殿

浄化槽管理者 住 所

氏 名

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽管理者に変更があったので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により次のとおり報告します。

淨化槽の種類		単独処理浄化槽	浄化槽
淨化槽の規模		人槽	
設置場所			
変更前の 浄化槽管理者	住所		
	氏名		
変更年月日		年　月　日	